

基準単価の個別協議について

厚生労働省の通知に基づき、個別協議は下記のとおり取り扱います。

1 個別協議について

集団感染等の発生したかかりまし経費について実施要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合には個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、介護サービス事業所・施設等に対して基準単価の上乗せを行うことができます。

2 個別協議の対象事業所・施設等

新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（国実施要綱3（1）ア（ア）（県要綱：第5条（1））に該当する事業所・施設等）

- ① 集団感染（同時期に同事業所・施設等で複数の感染者や濃厚接触者が発生）が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間（最初の感染者等の発生からおよそ1ヶ月間）の間に連続して感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者や濃厚接触者が発生した事業所・施設等において、一定期間経過後に再度感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ④ その他（①～③以外）「特別な事情」の例として、やむを得ず施設内療養を行う場合であって、病床のひっ迫等によって早期に入院ができない場合等【国 Q&A NO.77】

3 引き上げ額

個別協議の対象となる事業所・施設等（上記2）は、実施要綱に定められた基準単価に必要額を加えた額まで協議の対象とすることができます。厚生労働省との協議が整えば、認められた必要額まで引き上げることが可能となります。

4 個別協議の手続き方法

個別協議の対象事業所・施設等で個別協議を希望する場合は、県へ交付申請を行う際に、「個別協議の希望有」とお伝えいただき、あらかじめ作成した「個別協議様式」を添付してください。

県は個別協議を希望する事業所・施設等の様式をとりまとめ、厚生労働省へ一括して協議を行います。協議結果については、国から県へ連絡があり次第、事業者へ通知します。

5 留意事項

協議資料の作成にあたっては、「国実施要綱」、「個別協議様式記入例」記載の内容等もよくご参照ください。